

高年齢者雇用関係助成金のご案内

1 65歳超雇用推進助成金（28.10.19 新設）

「ニッポン一億総活躍プラン」を受けて創設された助成金。28年10月19日以降に就業規則を改定して以下の制度を規定し、実施した場合に、1事業主につき1回限り所定の金額が助成されます。

	導入する制度	助成額
①	65歳への定年引上げ	100万円
②	66歳以上への定年引き上げ、または定年の定め廃止	120万円
③	希望者全員を66～69歳まで継続雇用する制度の導入	60万円
④	希望者全員を70歳以上まで継続雇用する制度の導入	80万円

【主な支給要件】

・ 上記制度施行日（就業規則施行日：届出必須）の1年前から高齢法違反がないこと（60歳以上定年、65歳継続雇用制度が定められていること：10人未満で就業規則のない場合は、社員全員の署名による申立書で証明）

・ 制度改定、実施について社労士等の専門家に委託して経費支出があること

・ 申請日前日時点で1年以上雇用している60歳以上の雇用保険被保険者（60歳後に採用した者、定年後に引き続き継続雇用されている者以外の有期契約者、旧規則以上の年齢の者等は対象外）が1人以上いること

・ 過去に定年引上げに関して「高年齢雇用安定助成金」を受けていないこと

など

【支給申請】

・制度実施（新就業規則施行日）から2か月以内に「高齢・障害・求職者雇用支援機構」へ申請

・この助成金は、事前の計画書が不要で10人未満の事業も申請可能と比較的利用し易くなっています

主な申請書類（申請書指定様式：様式1・2号、1号別紙、補助様式1（申立書）、共通様式1以外）
・登記事項証明書 ・就業規則（定年引上げ等の制度実施前と後のもの：監督署への届け出必須、但し10人未満の場合制度実施前の証明は申立書「補助様式」でも可） ・雇用保険適用事業所設置届写 ・60歳以上対象者の雇用保険被保険者資格取得確認通知、雇用契約書、労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等写
・コンサル経費支出の証明（契約書、領収書、振込票等の写） その他必要により

2 高齢者雇用安定助成金（既存の制度、計画認定必要）

高齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置を実施する事業主や高齢の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換させた事業主に対して助成するものであり、高齢者の雇用の安定を図ることを目的とし、次の2つのコースで構成されています。

1 高齢者活用促進コース（設備費用の3分の2又は60歳以上の人数×30万円の低い金額）

当コースは、企業内における高齢者の活用促進を図るための「高齢者活用促進の措置」を、次の(1)～(2)によって実施した場合に受給することができます。

(1)環境整備計画の認定

高齢者の活用促進のための次の[1]～[5]のいずれかの「高齢者活用促進の措置」を内容とする「環境整備計画」を作成し、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出してその認定を受けること

[1] 新たな事業分野への進出等による高齢者の職場または職務の創出

[2] 機械設備、作業方法または作業環境の導入

たは改善による既存の職場または職務における高年齢者の就労の機会の拡大

〔3〕 高年齢者の就労の機会を拡大するための能力開発、能力評価、賃金体系、労働時間等の雇用管理制度の導入または見直し

〔4〕 労働協約または就業規則による雇用する高年齢者に対しての医師または歯科医師による健康診断を実施するための制度の導入

〔5〕 労働協約または就業規則による定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入

（2） 高年齢者活用促進の措置の実施

（1）の環境整備計画に基づき、当該環境整備計画の実施期間内に「高年齢者活用促進の措置」を実施すること。（LED照明、スポットエアコン、リフトの導入等の設備や定年引上げ等を実施）

2 高年齢者無期雇用転換コース（1人50万円最大10人まで）

当コースは、次の（1）～（2）によって50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用労働者に転換を実施した場合に受給することができます。

（1）「無期雇用転換計画」を作成し、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長に提出してその 認定を受けること

（2） 無期雇用転換措置の実施

※ 制度及び申請手続等の詳細についてはお問い合わせください

NPO法人地域活性化センター <http://npokoshi-local-activation.org/お問合せ.html>